

監査報告書

平成21年6月18日

国立大学法人千葉大学
学長 齋藤 康 殿

国立大学法人千葉大学

監事 来栖良樹



監事 早川吉春



私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、国立大学法人千葉大学（以下、「本学」という。）の第5期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）における業務及び会計について監査を行いました。その結果につき次のとおり報告します。

1. 監査方法の概要

監事は、国立大学法人千葉大学監事監査規程等の定めるところに従い、役員会、経営協議会、教育研究評議会等の重要な会議に出席したほか、本学の各部局等関係者から業務運営の実施状況を聴取し、重要な書類の回付を受け、必要な場合には自ら意見を述べることにより業務及び財産の状況を調査しました。この間、会計監査人及び監査室との連携による監査機能の充実に努めました。

また、本学の関係者及び会計監査人から報告・説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 役員の職務執行に関し、不正の行為又は法令もしくは規程に違反する重大な事実は認められません。
- (2) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、国立大学法人等業務実施コスト計算書及び附属明細書）は、必要な事項を正しく示しているものと認めます。
- (3) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、本学の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- (5) 会計監査人 監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上